

## 平塚市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定により、保険者が行う本市国民健康保険一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (用 語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収月額とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費とは、一時扶助を除く生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生労働省告示第158号）に規定する生活扶助基準額、教育扶助基準額、住宅扶助基準額より算出した合算額をいう。
- (3) 一部負担金所要額とは、当該傷病及び負傷につき当該医療機関等に支払うべき一部負担金額及び見込まれる一部負担金額をいう。

### (世 帯)

第3条 同一の住居に居住し生計を一にしている者は、原則として同一の世帯員として認定する。なお、住居を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは同様に認定する。

### (対 象)

第4条 世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる世帯（以下「対象世帯」という。）を対象とする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、心身障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

### (免 除)

第5条 一部負担金の免除は、前条の対象世帯であって、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

- (1) 災害のため、家屋及び家財の資産に70パーセント以上の損害を受けたとき。
- (2) 当該世帯の実収月額が基準生活費に1.15を乗じて得た額以下のとき。

### (減 額)

第6条 一部負担金の減額は、第4条の対象世帯であって、次の各号の一に該当したときに行うことができる。

- (1) 災害のため、家屋及び家財の資産に30パーセントを超える損害を受けたとき。
  - (2) 実収月額が、基準生活費に1.15を乗じて得た額を超え、かつ、基準生活費に1.30を乗じて得た額以下のとき。
- 2 前項において減額割合は、減額の対象となる一部負担金額の2割、4割、6割、8割とし、その算定は当該世帯の実収月額と基準生活費及び一部負担金所要額とから、次の算式等により行う。

- (1) 実収月額 - (基準生活費 × 1.15) = 医療費充当額

- (2) 一部負担金所要額 - 医療費充当額 = 一部負担金要減額金額  
 (3) 一部負担金要減額金額 ÷ 一部負担金所要額 = 一部負担金算定減額割合

次の表左欄の一部負担金算定減額割合に対応する右欄の一部負担金の減額割合を適用する。

なお、医療費充当額が一部負担金所要額以上である場合は、減額の対象としない。

一部負担金算定減額割合	一部負担金の減額割合
0.4以下	2割減額
0.4を超え0.6以下	4割減額
0.6を超え0.8以下	6割減額
0.8を超える	8割減額

(徴収猶予)

第7条 一部負担金の徴収猶予は、前2条の規定に該当する世帯で、一部負担金の徴収を猶予された場合、6か月以内に当該一部負担金の納付ができる見込みのある世帯については、前2条の規定にかかわらず、一部負担金の徴収を猶予するものとする。

ただし、申請月を含め、前12か月以内に一部負担金の減免等を受けた者を除く。

(他法他制度の活用)

第8条 他の法律や制度の適用を受けることにより、一部負担金の減免等の措置を受けなくても済むと推定されるときは、市長は先ずその活用を図るように指導しなければならない。

- 2 一部負担金の減免等の措置を受けようとする者は、前項の指導に従わなければならない。従わないときは、市長は申請を不承認とすることができる。

(申請)

第9条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする者は、予め市長に対し、第1号様式による申請書に、次の各号の書類及びその挙証資料を添付して提出しなければならない。

- (1) 同意書 (第2号様式)  
 (2) 収入申告書 (第3号様式)  
 (3) 資産申告書 (第4号様式)  
 (4) 家賃・間代・地代証明書 (第5号様式)

- 2 急患その他緊急やむを得ないと認められる理由により予め申請ができなかった者は、当該申請書等を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

- 3 経済事情の変更により当該措置の変更をする場合も前2項と同様とする。

(審査)

第10条 申請書を受理したときはその内容を審査し、必要に応じて法第113条の規定に基づき世帯主に対して文書その他の物件提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。また、法第113条の2の規定に基づき資産若しくは収入の状況について郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

- 2 前項の審査において、世帯主及び被保険者が非協力的又は消極的であるため適確な審査をすることが困難なときには申請を不承認とすることができる。

(期間)

第11条 一部負担金の減額又は免除の期間については、申請月を含めて12か月につき3か月以内とする。ただし、当該世帯の生活状況等を勘案のうえ必要と認め

るときは、再度の申請によりさらに3か月の範囲内で減額又は免除をすることができる。

- 2 一部負担金の徴収猶予の期間については、申請に係る被保険者の疾病又は負傷に対し、申請月を含め療養に要する3か月以内の一部負担金所要額につき6か月以内とする。

(通知)

第12条 市長は、一部負担金の減免等の決定をしたときは、その旨を世帯主に第6号様式にて通知し、承認の場合は第7号様式の証明書を交付するものとする。

- 2 前項の証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、被保険者証等に証明書を添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(減額及び免除の取消し)

第13条 偽りの申請その他不正の行為による一部負担金の減額又は免除を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減額又は免除の決定を取り消すものとする。

- 2 前項の場合において、被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、減額又は免除の決定を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消し日の前日までの間に減額又は免除によりその支払いを免れた額を徴収するものとする。

(徴収猶予の取消し)

第14条 一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取消し、これを一時に徴収することができる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
- (2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。